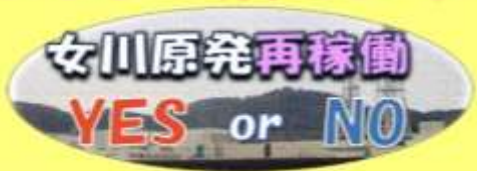


みんなで決めよう！



発行：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）

〒980-0804 仙台市青葉区大町 2 丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室

連絡先：☎ 080-1673-8391（多々良）

メール：kenmingakimeru@gmail.com

HP：http://minnadekimeru.jp/

Twitter：みんなで決める会 (@minnade_kimeru)

Facebook：https://www.facebook.com/女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会

みんなで決める会ニュース 第4号 2018.10.3 発行

「原発」のことは自分たちで決めよう！ 直接請求署名活動 スタート！



10月2日（火）午前9時半、県庁にて「宮城県条例制定請求代表者証明書」の交付を受け、県民投票条例の制定を求める直接請求署名活動がスタートしました。早速、午後1時から仙台市の中央通り平和ビル前にて、約20名で街頭署名活動を展開。30分余りで20名の市民が署名に応じてくださり、初日の手応えは十分でした！皆さん、これから2カ月間の署名活動、力を尽くしましょう！



河北新報
（左）



朝日新聞
（右）

署名期間は、2か月間

10月2日から

12月2日まで

県内有権者の50分

の1（約4万筆）以上

をみんなで集めよう。

署名集め協力者（受任者）は、署名期間中にもなれます。

詳細は ホームページ <http://minnadekimeru.jp/> をご覧ください。

受任者登録フォームからも登録できます！

お問い合わせは、みんなで決める会事務局までお願いします（固定電話を開設しました）。

TV ニュースや新聞各紙が大きく報じています。

<東北放送>

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20181002-00000009-tbcv-104>

<NHK>

<https://www3.nhk.or.jp/tohoku-news/20181002/0003057.html>

<仙台放送>

<https://www.fnn.jp/posts/000671260X>

お問い合わせ先：

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（略称：みんなで決める会）

〒980-0804

仙台市青葉区大町 2 丁目 5-10 御譜代町ビル 306 号室

☎: 022-724-7627 fax: 022-724-7629 mail: kenmingakimeru@gmail.com

<http://minnadekimeru.jp/> Facebook、Twitter もあります。「みんなで決める会」で検索を

***** 住民直接請求署名の協力者(受任者)をできるだけ多く集めるために***
署名期間がスタートしました！署名期間中も受任者になれます。**

あなたの地域、あなたの所属されているグループや団体での説明会・学習会を開催してください。

「みんなで決める会」スタッフがご説明に伺います。 ※少人数でも OK。時間は1~2時間で大丈夫です。

※当会スタッフへの謝礼・交通費等は不要。(できれば、活動へのカンパを集めていただくとありがたいです。)

※署名期間中の10月~11月も開催のお申し込みを受け付けています。

※お申し込みは、お名前・開催日時・会場・参加予定人数・ご連絡先を、みんなで決める会事務局へご連絡下さい。

女川原発再稼働の県民投票実現のためのQ & Aです

<http://minnadekimeru.jp/onegai/> もご参照ください

Q1 「受任者」とはなんですか？

- 1.署名を集めて頂く協力者のことです。地方自治法に基づく署名のため、署名を集めて頂く協力者のことを、法律上の用語で「受任者」と言います。地方自治法では、「署名を集めることができるのは、条例制定の請求代表者か請求代表者が署名収集を委任して承諾して頂いた受任者だけ」と堅苦しい用語を用いて定められているからです。
- 2.ですから、皆さんに「ご家族から署名を集めてほしい」とお願いする場合でも、法律用語の「受任者」の説明が必要になるだけです。決して堅苦しい役割をお願いするわけではありません。ご家族から署名を集めて頂く上で、どなたかお一人に署名を集める協力者＝「受任者」を、お引き受け頂きたいのです。

Q2 「原発反対」の署名運動ですか？

- 1.違います。私たちは、女川原発の再稼働を「県民投票」で決定出来るようにするため、県民投票条例の制定を求める署名をお願いしているのです。決して、原発反対の署名をお願いしているものではありません。
- 2.「県民投票」は、女川原発の稼働に関して、「賛成」「反対」に関わらず、宮城県内にお住まいの全ての有権者が、各人の考えで投票し、その是非を決定する制度です。

Q3 実家や独立した子どもたちは？

- 1.この署名は、受任者と同じ市区町村(仙台市は区)にお住まいの方が対象となります。同じ市区町村にお住まいであれば、署名して頂いても結構です。
- 2.しかし、他の市区町村(仙台市は区)にお住まいの場合は、別途その方に「受任者」をお引き受け頂くか、事務局が対応致しますので、その旨を事務局か紹介者までお知らせ願います。

Q4 署名用紙はいつ頃届くの？

- 1.宮城県が署名開始を認める10月2日以降に、委任状を添付した署名用紙を、紹介者がお届けします(郵送でお届けする場合があります)。
- 2.署名集めの「手引き」を同封しますので、確認の上、ご家族やご近所、お友達から署名を頂いて下さい。署名完了後は、紹介者に連絡を頂ければ回収にお伺いします(あるいは、みんなで決める会事務局まで郵送してください。)

カンパのご協力
をお願いします

署名運動を全県で展開するためには案内や資料などの印刷代、郵送費など多くの費用がかかります。皆さまからのカンパによって、これらをまかなってまいります。ぜひご協力をお願いします。
郵便振替口座 名義：みんなで決める会 口座番号：02250-4-142653